

第 80 回
国有財産四国地方審議会
＜ 議事録 ＞

日時 令和 2 年 11 月 4 日（水）
13 時 30 分～15 時 00 分
場所 高松サンポート合同庁舎
北館 低層棟 2 階 アイホール

国有財産四国地方審議会委員名簿

令和2年11月4日

氏名	役職
いずみ まさ ふみ 泉 雅 文	四国旅客鉄道(株) 相談役
いな だ ち え こ 稲 田 知 江 子	弁護士(ひいらぎ法律事務所)
うつぼ てつ お 鞆 哲 郎	(株)四国新聞社 総務局次長兼総務部長
おお つか いわ お 大 塚 岩 男	(株)伊予銀行 代表取締役会長
お ち かず こ 越 智 和 子	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 会長
きの した のり よ 木 下 得 代	(株)ファームUTT 代表取締役(坂出市農業委員会 委員)
く ぼ よ いち 久 保 誉 一	公認会計士(有限責任監査法人トーマツ パートナー)
こん どう あき こ 近 藤 明 子	四国大学 経営情報学部メディア情報学科 准教授
し みず たかし 清 水 卓	不動産鑑定士((有)瑞穂不動産鑑定 代表取締役)
なが い けい すけ 長 井 啓 介	四国電力(株) 取締役社長
なが の あき こ 永 野 彰 子	南海放送(株) メディア本部メディア編成局シニアマネージャー
まつ しげ ま や 松 重 摩 耶	徳島大学環境防災研究センター 学術研究員
まつ むら ひで き 松 村 英 幹	高松商運(株) 代表取締役社長

(五十音順・敬称略)

第80回 国有財産四国地方審議会(議事録)

1. 開会
2. 委員紹介
3. 財務局職員紹介
4. 財務局長挨拶
5. 会長選任
6. 会長挨拶
7. 議事(諮問事項1)
8. 議事(諮問事項2)
9. 議事(報告事項1)
10. 議事(報告事項2)
11. 議事(報告事項3及び4)
12. 財務局長挨拶
13. 閉会

[開会 13時30分]

【1. 開会】

○秋山管財総括第一課長 それでは、開会の前に、お手元の資料を確認させていただきます。「議事次第」、「配席図」、「委員名簿」の3枚と「審議会資料」といたしまして諮問事項1、諮問事項2、報告事項1から4、それに基づきます「根拠通達」をお配りしております。委員の皆様よろしいでしょうか。

なお、お配りしているもののほか、国有財産六法や申請者からの取得等要望書などの関係書類につきましては、事務局に備え付けておりますので、ご必要の際はお申し出ください。

また、本日の開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、マスク等のご着用をお願いしております。何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、お手元のマイクの使用方法についてご説明いたします。

ご発言の際には、電源スイッチをオンにいただきまして、ランプが点灯したことを確認した後にご発言をお願いいたします。ご発言後は、電源スイッチをオフにいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第80回国有財産四国地方審議会を開催させていただきます。

本日の審議会は、昨年10月の委員改選後初めて開催される審議会でございます。現時点では会長が選任されておりませんので、会長選任までの間、私、管財総括第一課長の秋山が議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[審議会成立の報告]

○秋山管財総括第一課長 最初に、審議会成立のご報告をさせていただきます。本審議会は13名の委員で構成されておりますが、本日は12名の委員にご出席をいただいております。

これは、委員の半数以上の出席という国有財産法施行令第6条の8の規定に定められた会議の成立要件を満たしておりますので、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

【2. 委員紹介】

○秋山管財総括第一課長 それでは、審議に入ります前に、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元にお配りしております委員名簿に従いまして順次ご紹介をさせていただきます。

四国旅客鉄道株式会社、相談役の泉雅文様でございます。

○泉委員 泉でございます。よろしくお願いいたします。

○秋山管財総括第一課長 ひいらぎ法律事務所、弁護士の稲田知江子様でございます。

○稲田委員 稲田です。よろしくお願いいたします。

○秋山管財総括第一課長 新たにご就任いただきました株式会社四国新聞社、総務局次長兼総務部長の韮哲郎様でございます。

- 鞆委員** 鞆です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 秋山管財総括第一課長** 株式会社伊予銀行、代表取締役会長の大塚岩男様でございます。
- 大塚委員** 大塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 秋山管財総括第一課長** 社会福祉法人琴平町社会福祉協議会、会長の越智和子様でございます。
- 越智委員** 越智でございます。よろしくお願いいたします。
- 秋山管財総括第一課長** 新たにご就任いただきました株式会社ファームUTT、代表取締役の木下得代様でございます。
- 木下委員** 木下です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 秋山管財総括第一課長** 有限責任監査法人トーマツ、パートナーの久保誉一様でございます。
- 久保委員** 久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 秋山管財総括第一課長** 有限会社瑞穂不動産鑑定、代表取締役の清水卓様でございます。
- 清水委員** 清水です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 秋山管財総括第一課長** 新たにご就任いただきました四国電力株式会社、取締役社長の長井啓介様でございます。
- 長井委員** 長井でございます。よろしくお願いいたします。
- 秋山管財総括第一課長** 新たにご就任いただきました南海放送株式会社、メディア本部メディア編成局シニアマネージャーの永野彰子様でございます。
- 永野委員** 永野彰子と申します。よろしくお願いいたします。
- 秋山管財総括第一課長** 新たにご就任いただきました徳島大学環境防災研究センター、学術研究員の松重摩耶様でございます。
- 松重委員** 松重です。よろしくお願いいたします。
- 秋山管財総括第一課長** 新たにご就任いただきました高松商運株式会社、代表取締役社長の松村英幹様でございます。
- 松村委員** 松村です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 秋山管財総括第一課長** なお、四国大学経営情報学部、准教授の近藤明子様は、本日所用のため欠席でございます。

【3. 財務局職員紹介】

○秋山管財総括第一課長 続きまして、四国財務局の出席者をご紹介させていただきます。四国財務局長の柳町勝彦でございます。

○柳町四国財務局長 柳町でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○秋山管財総括第一課長 管財部長の村上勝彦でございます。

○村上管財部長 村上でございます。よろしくお願ひします。

○秋山管財総括第一課長 以上で出席者のご紹介を終わります。

【4. 財務局長挨拶】

○秋山管財総括第一課長 それでは、開会にあたりまして、柳町四国財務局長からご挨拶を申し上げます。

○柳町四国財務局長 四国財務局長の柳町でございます。本日はよろしくお願ひいたします。審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、昨年10月の委員改選にあたりまして、快くお引受けいただきましたことに関しまして、重ねて御礼申し上げます。今後とも国有財産行政をはじめ財務行政全般にわたりましてご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、2件の諮問事項と4件の報告事項がございますが、後ほど事務局よりご説明させていただくこととしております。審議会の中でいただいたご意見につきましては、今後の国有財産行政に活かしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方には忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

さて、国有財産を巡る環境は、人口減少、少子・高齢化などの社会経済環境等の変化に伴いまして大きく変化しております。このような社会経済情勢や国有財産を巡る状況の変化を踏まえて、昨年6月に財務大臣の諮問機関でございます財政制度等審議会において、今後の国有財産行政の目指すべき方向性といったしまして、13年ぶりに答申が取りまとめられました。これを受けまして、財務本省並びに財務局において方針に沿った準備を進めて、それに着手させていただいているところでございます。

委員の皆様におかれましては、引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願ひ申

し上げまして、私の開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

【5. 会長選任】

○秋山管財総括第一課長 それでは、当審議會を代表する会長の選任をお願いしたいと存じます。会長の選出につきましては、国有財産法施行令第6条の5第1項の規定に基づきまして、委員の皆様の互選により選任していただくこととなっております。また、同じく第3項の規定によりまして、会長に就任されました方から会長代理をご指名いただくこととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、会長の選任をお願いしたいと存じます。どなたかご推薦をいただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

○久保委員〔挙手〕

○秋山管財総括第一課長 久保委員、どうぞお願ひいたします。

○久保委員 はい。僭越ではございますが、私からご推薦申し上げたいと思ひます。四国旅客鉄道株式会社相談役の泉委員を会長にご推薦申し上げます。泉委員は、経済界をはじめ各方面でご活躍されております。また、前回まで本審議會の会長代理を務めておられ、この会の運営にご精通されていらっしゃるため適任と考えますけれども、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山管財総括第一課長 ただいま久保委員から泉委員を会長に推薦との提案がございましたけれども、泉委員、よろしいでしょうか。

○泉委員 よろしくお願ひいたします。

○秋山管財総括第一課長 ありがとうございます。皆様のご賛同と泉委員のご承諾によりまして、泉委員に当国有財産四国地方審議會会長にご就任いただくことが決定いたしました。それでは、会長席のほうへよろしくお願ひいたします。

〔泉会長、会長席に移動〕

次に、会長代理の指名に移りたいと存じます。

会長代理は、国有財産法施行令第6条の5第3項の規定によりまして、会長があらかじめ指名すると規定されておりますので、泉会長にご指名をお願いいたします。

○泉会長 それでは、会長代理には四国電力株式会社取締役社長の長井委員にお願いいたしたいと思います。長井委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○長井委員 頑張りますので、お願いします。

○秋山管財総括第一課長 どうぞよろしくお願いいたします。

【6. 会長挨拶】

○秋山管財総括第一課長 それでは、ご審議いただきます前に、泉会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

○泉会長 ただいま会長にご選任をいただきました泉でございます。よろしくお願
いいたします。

皆様ご承知だと思いますけれども、この国有財産四国地方審議会は、四国財務局長の諮問を受けまして、国民共有の財産でございます国有財産をいかに有効かつ効率的に活用していくかということを審議する大変重要な会議でございます。会長といたしましては当審議会の使命を果たすため円滑な議事運営に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方におかれましてはご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、就任にあたりまして私のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○秋山管財総括第一課長 ありがとうございます。

それでは、会長が選任されましたので、これから先の議事の進行につきましては泉会長にお願いしたいと存じます。泉会長、よろしくお願
いいたします。

【7. 議事(諮問事項1)】

○泉会長 それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。本日は諮問事項2件、そして報告事項4件であります。

早速審議に入らせていただきますが、皆様から幅広いご意見をいただきますとともに、スムーズな議事運営にご協力をお願いいたします。なお、質問は説明の後にお受けいたしたいと思います。

それでは、まず諮問事項1です。事務局からご説明をお願いいたします。

○村上管財部長 管財部長の村上でございます。改めましてよろしくお願い
します。恐縮ですが、着席しての説明とさせていただきます。

それでは、諮問事項1でございます、「高知県高知市に所在する国有財産を、高知県に対し、歴史等を学ぶ施設として売払いすることについて」ご説明させていただきます。前方のスクリーンもしくはお手元の資料をご覧ください。

資料1ページをご覧ください。

この国有財産の売払いの概要でございます。対象国有財産の所在地は、高知県高知市曙町二丁目960番3、土地の面積5,516.94平方メートル、建物6棟合計で1,080.29平方メートル、全て平屋ですので、延べ面積でも同じ1,080.29平方メートルになります。そのほか工作物、立木竹となります。当該国有地ですが、都市計画上の用途地域は第一種住居地域にあり、建ぺい率60%、容積率200%となっており、高度制限、防火指定の指定はございません。

本財産の沿革について若干説明を付け加えさせていただきます。昭和23年に現在の独立行政法人国立印刷局の前身であります大蔵省印刷局は、高知県内に日本銀行券、お札でございますが、その原料であるミツマタの調達及び保管を行う出張所を設置するため、高松財務局、現在の四国財務局でございますが、高松財務局から高知県の郷土部隊であった旧陸軍歩兵第44連隊が兵営として利用していた跡地の一部を譲り受け、倉庫を設置いたしました。その後、独立行政法人に組織が替わり、国立印刷局高知出張所として平成21年度末まで職員が常駐しておりましたが、順次規模が縮小され、平成24年2月末をもって倉庫の用途を廃止し、平成27年1月30日に独立行政法人の不要財産として財務省に引継ぎされたものでございます。

同じページの下のほうの段になりますが、当局において処分方針案としている売払い相手方は高知県でございます。高知県は高知県の歴史等を学ぶ施設として整備する計画でございます。処理区分は時価売払、契約方式は随意契約としております。なお、地方公共団体に対して時価売払する場合は、財務省理財局の通達の規定によりまして、用途指定は付されません。

続いて、資料2ページをご覧ください。

位置図でございますが、左の下の方に諮問財産がございます。高知県庁やお城のある市の中心部から西に5キロメートルほど、JR土讃線の朝倉駅の南西300メートル程度に位置しております。

資料3ページをご覧ください。

空中写真でございますが、この左、赤線で囲まれた部分が諮問財産です。高知大学のすぐ西隣にありまして、主要地方道高知土佐線沿いに位置しております。付近は、文教施設、戸建住宅、共同住宅といったほか、病院、事業所等が混在している地域でございます。

資料4ページをご覧ください。

諮問財産の写真でございます。左上の赤線で囲まれた部分が今回の諮問財産です。建物としては、旧陸軍弾薬庫、旧陸軍講堂、旧印刷局事務所などが存置しております。このうち旧陸軍弾薬庫と旧陸軍講堂につきましては、明治30年代前半の建築であるとされております。なお、左上の上空から見た写真で旧陸軍講堂がございまして、青い屋根のところの左側のみの部分でございます。右側は印刷局が倉庫を建築して継ぎ足したものです。右側2つの写真でございますが、弾薬庫の内部になります。上側の写真ですが、旧弾薬庫の木製の引き戸には、サプライルーム(Supply Room)など英文が書かれているなど、終戦後進駐軍の管理下にあった名残もございまして。

資料5ページをご覧ください。

当該財産に関しまして、公用・公共用に係る取得等の要望の受付を行いましたところ、高知県から、高知県の郷土部隊である旧陸軍歩兵第44連隊の兵営跡地である当地を高知県民にとって歴史的に意味のある場所と認識し、高知県の歴史等を学ぶ施設として整備するという内容の取得等要望書の提出がございました。高知県の利用計画は、旧弾薬庫、旧講堂を改修し、周辺の旧軍関連跡地あるいは戦争体験者等の証言や戦争記録などとも関連づけながら展示や公開を行う施設にすることで、県内のあらゆる世代が歴史や時代背景を理解し、平和の尊さを感じ、学ぶことができる場として整備しようとするものであります。

なお、最初のところで、本財産は平成27年1月に財務省に引き継がれたと申し上げましたが、それから今回の審議会諮問に至るまでの経緯をご説明いたします。

まず、高知市でございますが、高知市は市民団体から保存等の要請を受けておりまして、学術的な価値を判断するため高知大学に調査を依頼し、調査の結果、歴史文化的な価値が認められました。ただ、高知市が取得し保存活用することは財政面等から困難と市議会で報告し、取得は断念しております。その後、平成29年9月の高知県議会におきまして当該財産上の戦争遺跡の保存活用を検討してもら

いたいという提案があり、高知県が文化財としての価値を判断するため高知県文化財保護審議会が調査を行って、平成30年1月に旧弾薬庫、旧講堂ともに明治30年代前半建築の遺存する数少ないレンガ構造の建造物で、国登録有形文化財または県指定文化財の価値があつて、跡地は平和学等の教材あるいは学びの場としての意義が十分にあると答申があつたところです。この答申を受けて、高知県は保存活用の様々な検討を行い、令和元年5月には購入に向けて専門家による検討委員会を設置し、令和元年11月に保存活用に関する基本方針を定めました。そして、本年2月の県議会で国有地取得に向けた令和2年度関連予算が可決され、本年3月、高知県知事から当局へ国有地の取得を希望する回答があつたことから、当局も売却に向けた手続を開始し、本日の審議会に至っているものでございます。

資料6ページをご覧ください。

高知県から提出された利用計画図でございます。施設の整備にあたりまして、本財産上にある旧弾薬庫、旧講堂を保存活用することを基本としております。見学者は県内のあらゆる世代を想定しており、駐車場も整備する計画となっております。今後、令和3年度に本財産を取得し、その後、旧弾薬庫、旧講堂を国の登録有形文化財に登録した上で、老朽化に伴う破損部分の修理、復元や耐震補強に加えまして施設整備工事等を行い、最短で令和7年度の開館を目指すスケジュールとしているところです。

資料7ページをご覧ください。

当局の審査におきまして高知県を売払いの相手方とすることが適当とした理由を記載しております。今回の公用・公共用取得等要望書の審査にあたりまして、財務省理財局の通達に基づき、事業の必要性、緊急性、実現性、それと利用計画の妥当性、といった項目について審査を行うこととなっております。

まず、事業の必要性でございますが、地域住民等からの要望を踏まえ、検討を重ねた上で、高知県史に関わる郷土部隊があつた戦争遺跡を取得し、高知県民にとってかけがえのない場所で歴史等を学ぶ施設を整備しようとするものでありますので、要件は認められると判断しております。また、近隣で類似の公的施設もございません。

事業の緊急性の項目でございますが、施設の中心となる旧弾薬庫、旧講堂は経年による老朽化が進んでおり、保存活用のためにはできるだけ早期の修復、改修

が必要な状況にありまして、要件は認められると判断しております。

次に、事業の実現性でございますが、令和2年2月に高知県議会総務委員会において本事業方針の了解を得た後、令和2年度関連予算の措置がされており、本審議会で答申を得られましたら、令和3年度予算に当該国有財産取得費等の計上を予定しているところと聞いておりますので、当局としては、実現性は問題ないものと判断しております。

利用計画の妥当性の項目でございますが、既存の戦争遺跡を現存する状態で展示施設等として一般公開するものでありまして、妥当なものと認められます。

以上、当局の審査状況についてご説明してまいりましたが、結論といたしまして、高知県が当該国有財産を取得し整備しようとすることは、地方公共団体の使命として公用・公共用の目的に合致しており、随意契約により売払うことは適切であり、高知県を処分等相手方として決定したいと考えております。

それでは、ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○泉会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等ございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○泉会長 それでは、ご質問等がないようでございますので、諮問どおり決定したいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○泉会長 異議なしでよろしいですね。それでは、異議なしということでございますので、諮問どおり決定をいたします。

○村上管財部長 ありがとうございます。

【8. 議事(諮問事項2)】

○泉会長 それでは、続きまして、諮問事項2につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○村上管財部長 引き続きまして、諮問事項2の「香川県高松市に所在する国有財産を、社会福祉法人に売払いすることについて」ご説明させていただきます。スクリーンもしくはお手元の資料をご覧ください。

資料1ページをご覧ください。

国有財産の売払いの概要をご説明いたします。対象国有財産の所在地は香川県高松市中野町26番2、土地2,417.92平方メートル、建物の建て面積1,043.19平方メートル、延べ面積は4,576.04平方メートル、そのほか工作物、立木竹でございます。

財産の沿革でございますが、これは四国財務局、当局ですが、平成29年11月にこの高松サンポート合同庁舎に移転が完了したため、庁舎の跡地を用途廃止の上、当局普通財産管理部門が引き受けたものでございます。

当該国有地の都市計画に係る用途地域は近隣商業地域で、建ぺい率80%、容積率300%となっています。なお、高松市の定める栗林公園周辺景観形成重点地区及び栗林公園北部地区地区計画区域に所在していることから、栗林公園からの眺望に配慮する必要があるため、高さ10メートルまたは延べ面積が500平方メートルを超える建物を建築する場合には市に届出をする必要があるほか、建物の高さは18メートルまでに制限されております。

今回、公用・公共用の取得等要望を受け付けましたところ、2者から要望書が提出され、後ほどご説明いたしますが、当局における審査の結果、処分方針案といたしました売払い相手方は、高松市宮脇町二丁目37番21号、社会福祉法人さぬきでございます。当法人における利用計画は特別養護老人ホーム敷地であり、処理区分は時価売払、契約方式は随意契約としており、また社会福祉法第2条第2項第3号の特別養護老人ホーム敷地として10年間の用途指定を付すこととしております。

資料2ページをご覧ください。

中央の赤線で囲っております部分に諮問財産がございます。琴平電鉄の瓦町駅の南西方約1.6キロメートルに所在しまして、JR高德線栗林公園北口駅の東方約200メートル、また南側には栗林公園がございます。

資料3ページをご覧ください。

中央の赤線で囲っている部分が諮問財産でございます。周辺は、戸建住宅やマンションが建ち並ぶ閑静な住宅街となっております。また、斜め向かいには、昨年9月に開催された前回の審議会におきまして留保財産とした旧四国管区警察局が所在しております。本件の四国財務局跡地につきましては、複数の国有地が近接して存在する場合には、将来の地域における活用可能性を考慮し、その全てを留保

する必要はないと判断したことから、留保しない財産としたものでして、結局この四国財務局跡地は処分し、斜め前の四国管区警察局跡地は留保するという事に前回の審議会で答申いただいたものでございます。

資料4ページをご覧ください。

諮問財産の写真でございます。ご覧のとおり、現在も旧四国財務局庁舎を存置しております、今回は建物付による売払いを行うものとなっております。

資料5ページをご覧ください。

先ほど取得等要望書が2者から提出されたと申し上げましたが、その2者はここに示しております社会福祉法人さぬきと社会福祉法人つくし福祉会でございます。

では、それぞれの申請内容についてご説明いたします。

まず、社会福祉法人さぬきでございます。当法人は特別養護老人ホーム、デイサービスセンターなどの事業を行っておりますが、現在運営している特別養護老人ホームさぬきにつきまして、所在地が土砂災害警戒区域、以前は土砂崩れ危険地域という名称でしたが、それに指定されたため、入所者の安全確保の観点から早期移転が求められておりました。しかし、高松市の方針により、既存施設と同一日常生活圏域内、これは中学校区とほぼ同一の区域分けとなっておりますが、その区域内での移転が条件のため、なかなか適地が得られず移転できずにいたところ、今回、本件国有地は同一区域内に所在することから、施設を移転するために取得の要望があったものでございます。

次に、表の右側になりますが、社会福祉法人つくし福祉会でございます。当法人は、保育所、放課後児童健全育成などの事業を行っておりますが、以前より亀阜小学校区内で運営する中野保育所の保護者等から、公立の放課後児童クラブが満杯のため、新たに放課後児童クラブを整備してほしいという声があったことから、当法人としてもそれに応えたいと適地を探していたところであり、今回、放課後児童クラブの設置、運営のため、取得の要望があったものでございます。

ここで少し資料の2ページに戻っていただきますと、この地図でございますけれども、特別養護老人ホームさぬきと中野保育所の位置をそれぞれ表示しております。先ほど説明したとおり、土砂災害警戒区域に所在する特別養護老人ホームさぬきでございますが、これは峰山の中腹にございまして、また保護者より放課後児童クラブを整備してほしいとの声があると申し上げました中野保育所でございますが、

これは四国財務局跡地、今回の財産ですが、その東側に隣接しております。

続いて、資料6ページをご覧ください。

社会福祉法人さぬきの利用計画図でございます。鉄筋コンクリート造り5階建てで高さ15メートル、建て面積1,144.22平方メートル、延べ面積5,036.37平方メートルの建物を建設し、1階にデイサービスセンター、地域防災拠点、地域共生スペース等、また2階から5階につきましては特別養護老人ホームの居室を整備する予定としております。なお、社会福祉法人さぬきからは、利用計画について、高さ制限のある栗林公園北部地区地区計画に指定されていることに加えて、本財産の周辺が低階層の住宅地であることから、これに配慮し、高さを抑えているとの説明がありました。また、この施設整備の状況について高松市にヒアリングしたところ、当該特別養護老人ホームの移転整備について、規模及び立地は妥当と言えるとの回答もあったところでございます。

続いて、資料7ページをご覧ください。

社会福祉法人つくし福祉会の利用計画図でございます。鉄骨造り平屋建て、面積305.25平方メートルの建物を建設し、学童保育室、一時保育室などを整備して放課後児童クラブを運営することとしております。また、屋外には屋外遊戯場や放課後児童クラブの子供たちが地域住民と交流できるための畑や菜園などを整備する予定としております。なお、この施設整備の状況について高松市にヒアリングしたところですが、国が定める児童1人当たりの広さの基準1.65平方メートルを満たしていれば、建物や敷地の広さについて上限はなく、敷地内に児童が運動できる場所があることは好ましいとの回答でございました。

続きまして、資料8ページをご覧ください。

当局による審査を表形式で示しております。

まず、今回のように公的な用途への取得の要望がありました場合は、表の左側でございますが、財務省理財局の発出した最適利用通達、これは通称でございますが、当通達によりまして、要望内容について事業の必要性、緊急性、実現性、利用計画の妥当性といった項目により、処分相手方としての適否を審査することとなっております。これは、先ほどの諮問事項1で高知県に対して行ったものと同様でございます。

また、本件につきましては、複数の社会福祉法人より取得等要望が出されてお

ますが、そのような場合は表の右側になりますが、複数要望審査通達、という通達に基づきまして、事業の必要性、緊急性、実現性、利用計画の妥当性、この項目につきまして要望のあった事業内容等、個別の事案を比較検討して総合的に判断して処分等相手方を決定することとされているところです。また、審査にあたりましては、地方公共団体に意見照会を行うこととなっており、香川県及び高松市に対して取得等要望のありました2者の利用計画書を提示し意見を求めました結果、香川県は意見なしとのことでしたが、高松市からは意見を頂戴しているところでございます。

ではまず、項目に沿って、取得等要望のありました2者における事業の必要性、緊急性についてご説明いたします。

社会福祉法人さぬきでございますが、現施設の所在地が土砂災害警戒区域に指定されていることから、早期に移転整備を行う必要があるとしております。また、高松市からも、土砂災害警戒区域に存する特別養護老人ホームの移転整備を推進しており、事業の緊急性は高いとの見解が示されているところです。

次に、社会福祉法人つくし福祉会につきましては、高松市亀阜校区において発生している待機児童の解消を目的に、40人規模の放課後児童クラブを設置しようとするものでして、また、当該国有地に隣接する中野保育所の保護者等から放課後児童クラブを整備してほしいと1,900筆を超える署名が寄せられてございます。また、高松市の意見の中でも、待機児童が発生していることは確認できるところであります。

以上のことから、土砂災害警戒区域に存する特別養護老人ホームの移転、また、待機児童を解消するための放課後児童クラブの設置という点からすれば、いずれの事業についても必要性、緊急性が否定できるものではないと判断しているところでございます。

続きまして、事業の必要性、緊急性の2つの項目に関しまして2者を比較するとどうなるかということについてご説明いたしますが、まず社会福祉法人さぬきにつきましては、繰り返しになりますが、土砂災害警戒区域に存する特別養護老人ホームを移転しようとするものであります。これに関して高松市からは、土砂災害警戒区域に存する特別養護老人ホームの移転整備を推進しており、事業の緊急性は高いとの見解が示されているところです。これに対しまして社会福祉法人つくし福

社会につきましては、待機児童の解消を目的に40人規模の放課後児童クラブを設置しようとするものですが、これに関して高松市からは、亀阜校区については優先的に放課後児童クラブの整備が必要な状況ではなく、本年度募集し来年度に交付する補助金を活用することは困難である。また、土地取得からの事業実施については、補助金の拠出という観点から、それに見合う必要性及び緊急性があるとは言いがたい、そういった見解が示されているところでございます。こういった点も考慮いたしますと、社会福祉法人さぬきに優位性が認められると判断しているところでして、表のほうでも丸(○)と三角(△)にいたしまして、差があることを示しております。

次に、事業の実現性と利用計画の妥当性の2つの項目についてご説明いたします。

まず、事業の実現性に関して、社会福祉法人さぬきについてでございますが、現施設の移転改築について、令和2年2月の理事会、評議員会において資金造成や適切な用地確保について検討する旨を説明し承認を受けており、当局から土地処分等相手方として決定されれば、速やかに理事会、評議員会を開催し、土地取得に係る承認を得る予定としている、とのことでございます。また、当法人の財務状況等にも問題は見られず、そのほか本件に関して制約となる事項も見当たりませんので、事業の実現性が認められると判断しております。

次に、社会福祉法人つくし福祉会についてでございますが、令和2年3月の理事会において用地取得及び放課後児童クラブの施設整備について承認されております。また、当法人についても財務状況等に問題は見られず、そのほか本件に関して制約となる事項も見当たりませんので、事業の実現性が認められると判断しております。

次に、利用計画の妥当性の項目につきましては、社会福祉法人さぬき、社会福祉法人つくし福祉会、いずれの利用計画におきましても、その用途に応じ必要な施設を整備するものとなっております、高松市の見解も踏まえれば、妥当性が認められると判断しております。なお、事業の実現性、利用計画の妥当性の項目につきましては、2者の間に特段の優劣は認められませんでした。それですので、両方も丸(○)というように、表上はしております。

以上、定められております審査項目をそれぞれにつきまして当局の考えをご説

明してまいりましたが、結論といたしましては、社会福祉法人さぬき及び社会福祉法人つくし福祉会について、いずれも事業の必要性、緊急性、実現性、利用計画の妥当性等の点で問題はなく、随意契約の適格性についても認められることから、処分等相手方としては適切なものであると判断しております。

その上で2者について比較審査したところ、事業の必要性及び緊急性の点で社会福祉法人さぬきは社会福祉法人つくし福祉会に比して優位性が認められ、それ以外の事業の実現性や利用計画の妥当性、そのほか通達に定める留意点については2者に特段の優劣は認められませんでした。以上のことを総合的に判断し、社会福祉法人さぬきを処分等相手方として決定したいと考えております。

それでは、ご審議のほどをよろしく願います。

○泉会長 ありがとうございます。ただいまのご説明に対しましてご意見、ご質問等がございましたら、どうぞ発言をお願いいたします。

○永野委員〔挙手〕

○泉会長 どうぞ、永野委員。

○永野委員 はい。愛媛の永野彰子です。

○泉会長 よろしく願います。

○永野委員 ご丁寧なご説明をいただきまして何となく納得はしつつも、少し引っ掛かることがあります。

それは、放課後児童クラブの問題ですが、保育園から小学校に上がるときは小1ギャップといいますが、本当に預けるところがなくて、特に働くお母さん、恐らくこの保育所の保護者の皆さんたちも放課後児童クラブを求めていると思います。もし、ここまで広い庭があるところでしたら、少し遠いところでも車で預けに来ると思います。放課後児童クラブの公的施設は時間制限があるので、私は娘を民間の児童クラブに預けたのですが、狭いマンションの一室であったりするので、これだけ充実した広さの土地があるのだったら、これは、みんな喜ぶだろうな、特に高松市内の方は喜ぶだろうな、と思ったわけです。それでもやはり、この特別養護老人ホームの緊急性が勝ってしまうのかな、と。何故ここが勝るのだろうと思ったら、この申請内容の概要のところ、「しかしながら、・・・高松市の方針上、・・・」とありますが、この方針上というのが少し曖昧な感じがするので、これは、高松市が緊急を要するのだからその方針をもう少し広げようとならないのかなと、感覚的なことで申し

訳ないのですが、そのように感じたわけです。例えば、条例上そういう生活圏でない駄目だ、と決まっているなら、少し時間が掛かるけれども、こういう状況だから緩和する方向で議会でもやればどうなのかと思ったりもしたのですが、この方針上、移転できないという、この方針とは何だろう、というのが少し引っ掛かるところです。

また、これまでこの保育所の前にあった施設というのは、所謂オフィスですよ。それが生活をするという施設が建つということですね。四六時中人がいて、デイサービスもあると小型バスなどの車も出入りするだろうし、私がもし保育所に預けている保護者だとすると、えっ危ないなと思うのです。色々な人が出入りするし、車も多く通るだろうし、何か落ち着かないかもしれない、と私は感じます。恐らくそのオフィス空間だったものにべったり生活空間が入ってくるのは、子供たちにとってどうなのかといったところに引っ掛かりがありましたので、他の方のご意見も聞きたいというところでございます。

○泉会長 永野委員、ありがとうございました。

ほかの委員の方々から、社会福祉法人の関係の方もいらっしゃいますし、または事務局のほうから何か報告するご説明があればお願いします。

○越智委員〔挙手〕

○泉会長 越智委員、お願いします。

○越智委員 はい。琴平社協の越智と申します。

今、永野委員のお話を聞きながら、なるほどなと、そういう考えがあるのだなという思いでご意見をお伺いしました。まず、近年毎年のように大きな災害があって、そうしたときに必ず、被災して犠牲者が出てしまう福祉施設が最近多くなってきております。そういう中で、こうした土砂災害危険地域という中に施設があるということに関しては、本当に関係者としては非常に緊急性ということに関して何とかならないか、というのを考えるところです。そうした意味では、いい場所が見つかってよかつたな、というようなことを私自身は思いました。

また、交通安全の観点からいえば確かにおっしゃるとおりですが、もともと住宅地域ですからそんなに交通量が多くないところだと思います。あと、福祉施設の車両等ですから、そんなにスピードを出して通行することもないかなということ。それから、保育所の隣に高齢者の施設ができるということは、私は福祉の視点か

らいくと、お年寄りが子供たちの元気な声を聞きながら楽しく生活ができるというよな、新しい世代との交流が生まれてくるなということを先に想像してしまいました。

地域のお年寄りが来ることで、保育園の子供たちも、最近核家族化してなかなかご高齢の方と関わる機会も少なくなっているのです、そういう意味では2つの法人が、高齢者と子供と一緒に遊ぼうということも可能だと思います。社会福祉法人の状況は今大変で施設同士でも連携しようという動きがありますので、それぞれが別々に、ということではなく、2つの法人と一緒に、地域の方も巻き込んで新しい地域の福祉のエリアが広がっていくのではないかと、この諮問案件について私は理解をしたところです。以上でございます。

○泉会長 ありがとうございます。

○大塚委員〔挙手〕

○泉会長 よろしく申し上げます。

○大塚委員 永野委員の意見で、私も最初にこの案件を聞きましたときに、基本的な問題として、高齢化と少子化の中で、子供たちをいかに社会として守り育てていくかといった高齢化対応と子供たちの今の環境、これは両方きちんと社会的に押さえていかないといけないテーマだと感じました。その比較の問題において、今回どうなのかなということで、特に待機児童問題は、女性の活躍や共働きが当たり前の世の中で非常に大事な問題でありまして、我々自身が保育所を作るときにも調べたところがございます、重要なテーマだと思っております。

ただ、今回の場合、特別養護老人ホームのほうが土砂崩れの危険区域で早期移転が求められている、という緊急性のところ、どうしても児童クラブの重要な問題と今回この土地が出たことについて、その緊急性といったところで比較すると、この件については老人ホームに優先交渉が行くというのは、この件に限っては仕方がないのかなということで、私自身は納得をしたところがあります。ただ、大きなテーマとして、やはり社会的に大きな問題として子供への対策ということは、もう少し幅広く考えていく必要はあるのだろうということは思うところであります。

○泉会長 ありがとうございます。部長、お願いします。

○村上管財部長 おっしゃるとおり、我々も老人福祉と子供の健全な育成というものを天秤に掛けるということはなかなか難しいと非常に悩んだ案件でございます。ただ、土地の売却相手はどちらかに決めないといけないという部分もございまして

非常に悩んだところですが、今、委員からお話のありましたとおり、あえてそれでも、どちらが優勢かというのを決めないといけないときに、一つの要素としてそういう土砂災害から移転が必要だという部分をやはり着目して特別養護老人ホームを選んだと、そういう部分が大きいのが正直なところでございます。

また、先ほど永野委員からおっしゃられた、確かに高松市が同一区域内でないと移転してはいけないという方針でございまして、そういう区域分けをして、その中でバランスに配慮しながら計画的にやっていると聞いておるところです。もちろん変えればいいのではないかというのではないわけではないのですが、我々としてもそれ以上、また実際そういう高松市の方針の中でやっておられる社会福祉法人の考えを否定するというわけにはいかないと、考えておるところでございまして。

○泉会長 ほかにはどうでしょうか。

部長がおっしゃったように、多分こういう社会福祉法人ですから補助金等が出るのでしょけれど、その児童クラブについては、少なくとも来年とかでは、なかなか市としては難しいという反応なのでしょうか。

○村上管財部長 ええ。そのように聞いておるところでございまして。

○泉会長 そのあたり、市は全然事柄は違いますが、重要性とか必要性とか緊急性とかを、それぞれで判断している、ということになるんですね。

○村上管財部長 ええ。市から聞いたところでは確かにおっしゃったとおりでございまして、やはり若干、緊急性というところでは差があるかなと、そう我々としても感じたところでございまして。

○泉会長 非常に微妙なところでございまして、ほかにご意見どうでございましょうか。

○松重委員〔挙手〕

○泉会長 はい、お願いします。

○松重委員 徳島大学の松重です。

永野委員の意見を聞いて、私もそういう考えもあるな、と思いました。

この資料を最初に見たときに、この老人ホームがある場所は土砂災害警戒区域ということですが、旧四国財務局があった場所の新しいハザードマップを見てみまして、土砂災害のないことはもちろんですが、そのほか津波、洪水、高潮、内水といった、ほかの災害についてもそれほど甚大な被害を受けるような場所ではない。

一方、それより北に行くと浸水や高潮の被害に遭うようなところがあったりして、都心部の中ではすごく貴重な場所だと思いました。なので、防災の観点から見たときに、この都心部にある貴重なこの場所をどのように使うかとなると、この老人ホームの具体的な内容は分からないのですが、5ページのその申請内容を見ますと、地域防災拠点、地域共生スペースを設置するというのが下から3行目にもありますので、その老人ホームだけに活用するという以外にも何か含みを持たせて書いているというのは少し感じました。ですので、メインはもちろんこの老人ホームの福祉に対応するということですが、何か地域の核となるような、そういうことも期待するのであれば、こういう使い方も検討されているので、防災面から見ますと、いいなというふうに私は思ったところです。以上です。

○泉会長 ありがとうございます。

なかなか優劣がつけがたい話ですので、いろいろご意見があるかと思いますが、この際、ご意見があれば、是非ご発言をお願いいたします。

大体意見が出尽くしたということによろしいですかね。

私も個人的には学童は大変だなというのは孫のことでよく分かっておりますが、それはそれとして、大塚委員もおっしゃったとおりですけれども、強いて優劣をつけられれば、この事務局の案になるのかな、という感じはするのですが、永野委員、どうでしょうか。

○永野委員 はい。皆さんのご意見もお伺いできて良かったです。ありがとうございます。

○泉会長 よろしいですか。ほかにご意見よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○泉会長 それでは、大変優劣つけ難いところですが、あえて優劣をつけて、事務局の案でよろしいですね。消極的、積極的、別としてよろしいですね。

それでは、ご意見が出尽くしたということでございますので、諮問どおり事務局の案で決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○泉会長 それでは、諮問事項については諮問どおり決定いたします。どうもありがとうございました。

○村上管財部長 ありがとうございました。

【9. 議事(報告事項1)】

○泉会長 それでは、続きまして、報告事項につきまして事務局からご説明をお願いします。

○村上管財部長 それでは、引き続きまして報告事項1でございますが、「留保財産の処理状況につきまして」ご説明いたします。スクリーンもしくはお手元の資料をご覧ください。

まず、資料1ページをご覧ください。

昨年9月に開催された前回の審議会になりますが、この旧四国管区警察局と旧高松第二地方合同庁舎、この2つの財産につきまして、留保財産に選定するとの答申をいただいたところでございます。これらの財産につきまして、再度概要を簡単にご説明いたします。

左側の旧四国管区警察局は、高松市中野町に所在し、面積は3,317.02平方メートル、敷地には鉄筋コンクリート造り4階建ての建物のほか、工作物などがございませぬ。用途地域は近隣商業地域で、保育所、老人ホーム等のほか、店舗、事務所等の建築が可能となっております。

右側の旧高松第二地方合同庁舎でございますが、高松市松島町一丁目に所在し、面積は3,743.36平方メートル、鉄筋コンクリート造り6階建ての建物のほか、工作物などがございませぬ。用途地域は第一種住居地域及び近隣商業地域にまたがっており、保育所、老人ホーム等のほか、床面積の合計が3,000平方メートル以下の店舗及び事務所等の建築が可能となっております。

これらの財産につきまして、前回の答申以降の利用方針案の策定に向けた進捗状況を報告させていただきます。

資料2ページをご覧ください。

留保財産は、将来世代における地域や社会のニーズにも対応する観点から、地方公共団体との議論や民間のニーズ調査を踏まえ、最適利用を図るための利用方針を策定し、その利用用途に応じた手続きを行った上で定期借地権による貸付をすることとしております。

まず、利用方針策定のための準備として、活用に向けた検討の素材、すなわち

当該財産の使用制限や周辺地域の状況などを調べて収集しました。続いて、昨年、令和元年11月に都市再生機構、通称はUR都市機構と呼んでおりますが、そこから講師を招いて、香川県や高松市にも参加を呼びかけて国公有地の再開発事業の勉強会を開催しました。また、定期借地権による貸付を検討するにあたり、民間事業者等の意見を参考に、事業可能性、民間のニーズ等でございますけれども、それを把握するため、本年2月から4月にかけて民間事業者等のヒアリングを実施したところでございます。

この民間事業者等に対するヒアリングにおいて出された活用イメージを幾つかご紹介させていただきます。

まず、下の左側の旧四国管区警察局跡地に関して適当と考えられる施設として、事業者からは、医療・福祉施設等複合施設、マンション等複合施設、宿泊施設等複合施設などが出されたところでございます。

次に、下の右側の旧高松第二地方合同庁舎跡地に関して適当と考えられる施設として、事業者からは、マンション等複合施設、文教施設等複合施設、防災関連等複合施設などが出されました。

なお、どちらの財産についても、現状の役所だった建物付での活用イメージは少ない状況でございました。

資料3ページをご覧ください。

今後の予定としましては、これまで収集した内容に加え、高松市の協力を得て、地域住民等から本地に対する考えや地域的な課題を聴取し、それらを参考に利用方針の素案を作成することとしております。また、本件土地の活用にあたっては、民間事業者による整備や運営が想定されますので、利用方針の素案を基に、民間事業者に対して活用イメージを具体化した施設等の事業実現性の確認を行うマーケットサウンディングを実施いたします。ちなみに、マーケットサウンディングとは、事業化検討段階において民間事業者に意見や提案などを求め、対話を通じて市場性の有無や実現可能性の把握、アイデアの収集等を行う市場調査のことでございます。その後、そのマーケットサウンディングや香川県、高松市といったところからの意見も踏まえつつ、それらの活用イメージを具体化いたします。さらに、導入する機能や定期借地権による貸付条件などをまとめ、今後の方向性を整理して利用方針案を作成いたしまして、その利用方針案を当審議会に諮問し、適当との答申が

いただけましたら利用方針として最終的に決定する予定でございます。

以上で報告事項1の説明を終わらせていただきます。

○泉会長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項1の説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございましたら発言をお願いします。これは現在進行形で、これからこういう方向に進めますよ、というものです。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○泉会長 それでは、特にご意見、ご質問等ないようでございますので、報告事項1はこれで終わらせていただきまして、報告事項2につきまして事務局からご説明をお願いします。

【10. 議事(報告事項2)】

○村上管財部長 はい。引き続きまして、報告事項2でございます。「香川県丸亀市に所在する国有財産の売払いについて」ご説明させていただきます。スクリーンもしくはお手元の資料をご覧ください。

まず、資料1ページをご覧ください。

本件も昨年9月に開催されました前回の審議会で議題となったものでございまして、四国ガス株式会社に対して丸亀支店敷地として売払いすることについて答申いただいたものでございます。

当該国有財産の概要ですが、所在地は香川県丸亀市大手町三丁目1番33、土地の数量は2,050.60平方メートルでございます。

土地の沿革は、高松地方裁判所丸亀支部の老朽化に伴って、その庁舎の新築を行った際に、余剰地を平成30年12月18日付で当局へ引き受けたというものでございます。

資料2ページをご覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、売却した相手方は四国ガス株式会社でございます。四国ガス株式会社における利用計画は丸亀支店の敷地でございます。処理区分は時価売払、令和2年3月16日に1億6,000万円で売買契約を締結し、売買代金が納付されております。また、ガス事業法第2条第11項に規定するガス事業の施設敷地として10年間の用途指定を付しております。

続いて、資料3ページをご覧ください。

位置図でございますが、中央赤丸部分が対象財産でございます。丸亀市役所の南西約400メートルに所在しまして、JR予讃線丸亀駅の南東約700メートルに位置しております。

次に、資料4ページをご覧ください。

中央の赤線で囲っている部分が対象財産になります。この空中写真でもお分かりのとおり丸亀城の近くにございまして、市役所やライフラインの事業者等が所在します市内の中心部に位置しております。

続いて、資料5ページをご覧ください。

対象財産の写真でございます。前のページの空中写真ではまだ更地となっていませんでしたが、現在は下の写真左側に新築されました高松地裁丸亀支部の庁舎がございまして、赤い点線で囲っている部分が対象財産となっております。

資料6ページをご覧ください。

四国ガス株式会社の利用計画図でございます。東側に鉄骨造り5階建ての建物で、1階がショールーム、2階から5階が丸亀支店や子会社の四国ガス産業の営業所が集約して入る事務所、また、西側に鉄骨造り3階建ての倉庫や立体駐車場を整備することとしております。なお、建築面積合計は約1,340平方メートル、延べ床面積合計は約5,150平方メートルの予定となっております。

資料7ページをご覧ください。

四国ガス株式会社丸亀支店の整備計画につきましては、令和2年度において建物設計、埋蔵文化財の調査を行い、令和3年度から基礎工事、建物工事を着工し、令和4年度中の令和5年3月から使用開始する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○泉会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しましてご質問等ございましたら、どうぞ発言をお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○泉会長 それでは、特にご質問等ございませんようですので、報告事項2は以上とさせていただきます。

【11. 議事(報告事項3及び4)】

○泉会長 それでは、報告事項3そして報告事項4、合わせて事務局から説明をお願いいたします。

○村上管財部長 はい。続きまして、報告事項3の「庁舎等使用調整計画」及び報告事項4の「国有財産法第10条に基づく調整事項について」ご説明します。

これは2つの報告事項を一緒の資料としております。スクリーンもしくはお手元の資料をご覧ください。

まず、資料1ページをご覧ください。

使用調整とは何かということですが、法律上の定義につきましてはここに記載のとおりでございます。ざっくりと申し上げますと、使用調整とは、官署、役所の統廃合や職員数の減少などによりまして、庁舎に空きスペースが生じた場合、その効率的な使用を目的として省庁横断的な対応によって、ほかの役所を庁舎の空きスペースに入居させるなどの調整を行うこと、ということです。

資料2ページをご覧ください。

次に、使用調整を想定事例でご説明させていただきます。資料の上の段ですが、Xという空きスペースが発生している庁舎がございます。それにCという官署とDという官署を入居させるための調整を行っています。これを使用調整と呼びます。こういった使用調整によりまして、この事例で申し上げますと、Xの庁舎の効率的な使用が図られるほか、Cという官署の跡地を売却して税外収入を確保したり、Dという官署の借受費用を削減する、そういった効果が期待できるということになります。

この使用調整の実施にあたりましては、使用調整対象面積が広い場合でありましたら、資料の下段にありますとおり、使用調整計画案を策定して財政制度等審議会への付議を経て、財務大臣が使用調整計画を決定して、その事務を進めていくこととなります。

以上、使用調整というものについてご説明いたしました。

次に、具体的な使用調整の事例であります、高松港湾空港工事事務所第二庁舎及び高松港湾合同庁舎の使用調整計画の変更についてご説明いたします。

資料3ページをご覧ください。

本件の概要についてご説明いたします。概要図の下でございますが、黄色の表

示の高松港湾空港工事事務所第二庁舎、この入居官署でございます高松港湾空港整備事務所につきましては、図では1つ上にあります高松港湾合同庁舎へ今年度中に移転する予定となっております。高松港湾合同庁舎は、四国運輸局が高松サンポート合同庁舎、この庁舎の南館が完成したときに出ていった関係で空きスペースがございまして、言わば玉突き的な移転となっているわけでございます。そして、移転後のこの黄色表示の高松港湾空港工事事務所第二庁舎の敷地は香川県からの有償の借受地であることから、建物解体の上返還予定となっております。これが、平成28年2月23日付の使用調整計画によるものでございます。左下の、左側の赤線で囲っているものでございます。

次に、その右側をご覧ください。一方で高松出入国在留管理局でございますが、在留資格審査業務の追加や外国人受入れ体制の強化によりまして、令和元年度、令和2年度におきまして、それぞれ10名以上の増員が見込まれておりました。しかしながら、高松出入国在留管理局が現在入居しております高松法務合同庁舎が既に狭隘であったため、先ほどの黄色表示の高松港湾空港工事事務所第二庁舎に、その高松出入国在留管理局のうち審査部門を移転入居させることとしたものでございます。

ちなみに、この移転入居に係る使用調整は、形式としてでございますが、先ほどの平成28年の香川県に返還するという使用調整計画を、令和2年3月6日付で変更及び新規策定したものと役所上は処理を行っているところでございます。

資料4ページをご覧ください。

高松港湾空港工事事務所第二庁舎をはじめとしまして、各関係庁舎の位置関係を示した図になりますので、ご確認いただければと存じます。

次に、資料5ページをご覧ください。

今申し上げました事案は、先ほどご説明したとおり、形式としては使用調整計画の新規及び変更の両方の処理を行ったものですが、そのうち新規事案の部分の概要を取りまとめたものとなります。詳しい説明につきましてはここでは省略させていただきますが、右側の下のほうの黄色表示部分にあるとおり、出入国在留管理局において新たな行政需要に対応できることや狭隘解消の効果が期待できるということとなっております。

次に、資料6ページでございますが、これは先ほど申し上げた中で変更事案の部

分の概要を取りまとめたものでございます。変更内容として、県有地の借受けの解消から高松出入国在留管理局による借受けを継続するというふうになっておりません。

次に、資料7ページをご覧ください。

参考としておりますが、今まで申し上げてきました使用調整計画を策定するに際しての対象となる面積基準の見直しがありましたのでご報告いたします。

表にあります調整対象面積とは、庁舎の空きスペースのことです。最初のところで申し上げましたけれども、調整対象面積が広い場合には、使用調整計画案を策定し、財務省の審議会である財政制度等審議会への付議が必要になってまいりますが、その面積基準が、これまでは600平方メートル以上というのが対象であったものを、見直し後になりますと2,000平方メートル以上のほか、600平方メートル以上2,000平方メートル未満にあつては調整対象面積が庁舎全体のうち50%以上を占める場合が対象となるよう、変更になったというものでございます。

なお、それより調整対象面積が狭い150平方メートル以上の場合は、財務局長が国有財産法第10条の規定に基づき、関係の役所と調整を行いまして必要な措置を求めることとしておりまして、これを国有財産法第10条に基づく調整と称しているものでございます。

資料8ページをご覧ください。

最後に、今申し上げました国有財産法第10条に基づく調整について、昨年9月に開催された前回の審議会で報告させていただいた案件以降、2件について調整を実施しておりますので、概要を提示させていただいたものでございます。

以上で報告事項3及び4の説明を終わらせていただきます。

○泉会長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項3及び4につきましてご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○泉会長 特にないようですね。それでは、報告事項3及び4、特にご質問がないようでございますので、以上とさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事を全て終了いたします。諮問事

項につきましては諮問どおりに決定されましたので、後ほど四国財務局長に答申書をお渡しすることといたします。また、本日の議事の結果等については、この後、四国財務局から記者発表を行うとともに、後日各委員の皆様にご確認をいただいた上で、四国財務局のホームページに議事録を掲載することとなっておりますので、ご承知置きいただきたいと思っております。

それでは、これからの進行は事務局をお願いいたします。

【12. 財務局長挨拶】

○秋山管財総括第一課長 泉会長、どうもありがとうございました。

それでは、四国財務局長から閉会のご挨拶をさせていただきます。

○柳町四国財務局長 本日は大変お忙しい中ご参加いただき、またご審議いただきまして、ありがとうございました。本日も審議いただいた内容、特に諮問事項2で、高齢化問題と少子化問題が対立したときにどのように考えるのか、といったところでご意見をいただきまして、非常に参考になりました。そういった意見を踏まえまして、本件について処理すると同時に、我々ほかにもいろいろ事案がございますので、そういった際に参考にさせていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、今後とも、ご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。私の本日のお礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

【13. 閉会】

○秋山管財総括第一課長 以上をもちまして第80回国有財産四国地方審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。お忘れ物のないようお帰りいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

[閉会 15時00分]